

令和5年3月8日

厚生労働省

人材開発統括官 奈尾 基弘 殿

公益社団法人 日本看護協会

会長 福井トシ子



令和6年度予算・政策に関する要望書

医療の高度化、高齢化の進展に伴う患者像の複雑化、さらに、地域包括ケアシステムの推進により療養の場が医療機関から地域のあらゆる場所へと広がっていること等により、看護の現場ではこれまで以上に幅広い専門的知識や高い判断能力が求められています。

こうした社会・医療環境において、看護師に求められる役割を發揮するためには、3年間の看護基礎教育では時間数が不足する現状があり、大学や修業年限を4年に延長して教育を行う養成所も増えています。

つきましては、社会人経験者が社会に求められる役割を果たす看護師となるため、充実した学びの場を選択できるよう、以下の事項につきまして、格別のご高配を賜りますよう要望いたします。

重点要望事項

- 専門実践教育訓練給付金制度の対象として、4年間の教育を行う看護師養成所及び大学を追加

1. 専門実践教育訓練給付金制度の対象として、4年間の教育を行う看護師養成所及び大学を追加

- 看護師に求められる資質が高まっていることを受けて増加している大学及び4年教育を行う看護師学校養成所についても、専門実践教育訓練給付金制度※の対象に追加されたい。

※現行制度では訓練期間が「1年から3年以内」のコースが対象

看護師学校養成所数の推移：大学の増加

